

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する 基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正（案）の概要

I. 改正の経緯

障害福祉サービス等の基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）等により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。

厚生労働省で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等が改正され、「就労選択支援」の新設が予定されています（令和7年10月1日施行）。

この施行にあわせて、松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第21号）及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第23号）を改正するものです。

※「Ⅲ. 具体的な改正内容」は、現時点で厚生労働省から示されているものです。

※就労選択支援とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言その他の便宜を提供するものです。

II. 改正予定の条例の題名

- ① 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第21号）
- ② 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第23号）

III. 具体的な改正内容

1. 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

就労選択支援関係

<人員に関する基準>

- (1) 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選

択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。

(2) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

<設備に関する基準>

(3) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

<運営に関する基準>

(4) 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（中核市にあっては、中核市長）が認める事業者でなければならないこととする。

(5) 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この（5）において「アセスメント」という。）に当たり、

- ・ 障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、
- ・ この場合において、（6）の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

(6) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。））を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

(7) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当

該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

(8) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

<関係規定の準用>

(9) 指定就労選択支援の事業の運営に関する基準について、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、第60条、第66条、第68条、第69条、第74条、第75条（第2項第1号を除く。）、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の規定を準用する。

<非常災害対策の適用>

(10) 非常災害対策について、他のサービスと同様に松山市の独自基準を設ける。

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型

<運営に関する基準>

(11) 事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行うものと連携し、定期的に必要な情報提供を行うものとする。

2. 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

就労選択支援関係

<人員に関する基準>

(1) 1. (1) 及び (2) と同様の改正を行う。

<設備に関する基準>

(2) 1. (3) と同様の改正を行う。

<運営に関する基準>

(3) 1. (5) から (8) までと同様の改正を行う。

(4) 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならないこととする。

(5) 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。

<関係規定の準用>

(6) 就労選択支援の事業について、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定の規定を準用する。

<非常災害対策の適用>

(7) 非常災害対策について、他のサービスと同様に松山市の独自基準を設ける。

IV. 改正する条例の規定

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条及び第5条

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条

V. 施行日

令和7年10月1日（予定）